

居宅介護支援事業所 日高ケアセンター

重要事項説明書

1. 事業所の概要

事業所名	居宅介護支援事業所日高ケアセンター
所在地	高岡郡日高村下分3561-1
電話番号	0889-24-5772
FAX番号	0889-24-5788
事業者指定番号	3912511577
管理者名	下村 恵美
通常の事業の実施地域	日高村

2. 運営方針

- (1) 要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう配慮します。
- (2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者自らの選択に基づき適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から総合的、かつ効率的に提供されるよう配慮します。
- (3) 利用者等の人権の擁護、虐待の防止等、虐待発生またはその再発防止のため必要な措置を講じます。
- (4) 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される居宅サービスが特定の種類又は、特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。
- (5) 事業にあたっては、利用者の所在する市町村、包括支援センター、他の居宅介護支援事業者、介護保険施設との連携に努めます。
- (6) 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準」に定める内容を守り、事業を実施します。

3. 職員体制

職種	常勤	非常勤	備考
管理者 (介護支援専門員兼務)	1名		看護師 介護支援専門員
介護支援専門員	1名以上		介護福祉士 主任介護支援専門員

4. 営業時間

月・火・水・木・金・土曜日	午前8時30分～午後5時30分
---------------	-----------------

※日曜・祝日及び12月31日から1月3日までは、休業いたします。

相談・連絡には、24時間対応しております。 電話番号：0889-245772

5. 居宅介護支援の概要

(1) 居宅サービス計画(ケアプラン)の作成は、MD S-HC方式で行います。

(2) 居宅サービス計画作成について

当事業所では、以下の事項を介護支援専門員に担当させ、居宅サービス計画の作成を支援します。

①利用者の居宅を訪問し、利用者及び家族に面接して情報を収集し、解決すべき課題を把握します。

②当該地域における指定居宅介護支援事業者等に関するサービスの内容、当該事業所をケアプランに位置付けた理由の説明、前6ヶ月間に作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護事業所等ごとの回数のうち、同一の事業者によって提供されたものが占める割合等について説明を行います。利用料等の情報を適正に利用者及びその家族に提供し、利用者に複数の事業所の紹介を求めることが可能である旨の説明を行い、サービスの選択を求めます。

③居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者等に対して、入院時に担当介護支援専門員の氏名等を入院先医療機関に提供するよう依頼します。

④利用者が医療系サービスの利用を希望している場合は、利用者の同意を得て意見を求めた主治医等に対してケアプランを交付します。

訪問介護事業所等から伝達された利用者の口腔に関する問題や服薬状況、モニタリング等の際に介護支援専門員自身が把握した利用者の状況について、介護支援専門員から主治の医師や歯科医師、薬剤師に必要な情報伝達を行います。

⑤提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供するまでの留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。

⑥居宅サービス計画の原案に位置付けた居宅介護支援等について、保険給付の対象となるか否かを区分したうえで、その種類、内容、利用料について利用者及びその家族に説明し、利用者から文章による同意を受けます。

⑦介護支援専門員は障害福祉制度の相談支援専門員との密な連携を促進するため、特定相談支援事業所との連携に努めます。

⑧通常のケアプランよりかけ離れた回数の訪問介護(生活支援中心型)を位置付ける場合には、市町村にケアプランを届け出て地域ケア会議の開催等により、届け出されたケアプランの適正検証を行います。

⑨その他、居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

(3) その他提供するサービス等

①要介護認定の更新、変更の代行

②給付管理票の作成・提出等

③要介護認定（要介護1～5）を受けている方が要支援認定（要支援1又は要支援2）を受けた場合には、指定介護予防支援事業者と必要な情報を共有する等の連携を図ります。

6. 利用料

要介護認定を受けられた方は、介護保険制度から全額給付されますので、自己負担はありません。

ただし、保険料の滞納等により保険給付金が直接事業者に支払われない場合、以下の費用をいただき、当事業所からサービス提供証明書を発行します。このサービス提供証明書を後日日高村の窓口に提出すれば、全額払い戻しを受けられます。

要介護1・2の方 月額 10,860円

要介護3～5の方 月額 14,110円

(ただし、新規に居宅サービス計画を作成した場合などに厚生労働大臣が定める場合には、加算があります。)

7. 相談窓口、苦情対応

(1) サービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

当事業所 お客様ご相談窓口	電話番号 0889-24-5772 FAX番号 0889-24-5788 担当者 下村 恵美（管理者）
------------------	-----------------------------------------------------------

(2) 利用者及びその家族から苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容や利用者の意向等の確認及び記録を行います。

(3) 苦情解決に当たっては、当該苦情の内容について事実調査のうえ、利用者及びその家族に対して、誠意をもって解決に努めます。

(4) 公的機関においても、次の機関に対して、苦情の申し立てができます。なお、市町村については、お住まいの市町村の窓口にお申し立て下さい。

市町村介護保険相談窓口	所在地 日高村本郷61-1（日高村役場内） 電話番号 0889-24-5197 FAX番号 0889-20-1525 対応時間 午前8時30分～午後5時15分
高知県国民健康 保険団体連合会（国保連）	所在地 高知市丸ノ内2-6-5 電話番号 088-820-8410 FAX番号 088-820-8413 対応時間 午前9時00分～午後4時00分

8. 事故発生時の対応

- (1) 利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行い、事故の状況及び事故に際して採った処置を記録するとともに適切な措置を講じます。
- (2) 利用者に対するサービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。
- (3) 利用者の責に帰すべき事由によって事業者が損害を被った場合、利用者及びその家族は、連帶して、事業者に対しその損害を賠償しなければなりません。

9. 秘密保持

- (1) 事業所の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 事業所の職員が、職員でなくなった後においても同様に、秘密を保持します。

10. 高齢者虐待防止等のための取り組み

利用者等の人権の擁護・虐待の防止、虐待発生又はその再発防止のために、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施するなどの措置を講ずるよう努めます。

11. ハラスメント対策

職場におけるハラスメント防止に取り組み、職員が働きやすい環境づくりを目指します。

利用者が事業者の職員に対して行う、暴言・暴力・痛がらせ・誹謗中傷等の迷惑行為、セクシュアルハラスメントなどの行為を禁止します。

12. 感染症対策

感染症の発症及び蔓延に関する取り組みの徹底を求める観点から、以下の取り組みを実施します。

- ① 感染対策委員会の開催
- ② 指針の整備
- ③ 研修や訓練の実施

13. 事業継続計画

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、業務継続に向けた計画等の策定、研修や訓練を実施します。

15. 法人の概要

名 称	社会医療法人仁生会
代表者職氏名	理事長 細木 秀美
所 在 地	高知市越前町 1-10-17
電話番号	088-820-4100(代表)
事業の概要	細木病院、三愛病院、老人保健施設あうん高知、日高クリニックの運営等

※尚、契約にあたって利用申込者の判断能力に障害が見られる場合においては第三者の立ち会いを求める場合がありますのでご了承下さい。

利 用 同 意 書

1. 居宅介護支援事業所日高ケアセンター（以下「事業者」という）が提供する指定居宅介護支援の利用を申し込みます。
2. サービスの利用の開始に際し、重要事項説明書を受領し、その内容に関して事業者から説明を受け、十分に理解のうえ同意します。
3. 利用期間は、令和 年 月 日から 令和 年 月 日までとします。
4. 契約期間満了日の1ヶ月前で、契約者及び事業所から更新拒絶の申し入れがない場合、本契約は従前と同一条件により自動更新されます。
5. 次のいずれかの事由に該当した場合は、サービスの提供を終了します。
 - (1) 上記の利用期間が満了したとき。
 - (2) 利用者の要介護認定区分が自立又は要支援1・2と認定されたとき。
 - (3) 利用者が死亡したとき。
 - (4) 利用者からサービスの利用の終了の申し出があったとき。
 - (5) 利用者の著しい不信行為又は介護保険制度の趣旨に反する希望により、サービスの提供を継続することが困難になったとき。
 - (6) 1年以上介護サービスの利用がなく経過したとき。

6. 個人情報の利用

利用者へのサービスの提供その他の場合に必要な利用者及び利用者の家族の個人情報の利用については、以下に記載するところにより同意します。

(1) 利用目的

- ①事業者の内部での利用
 - ア. 事業者が利用者等に提供するサービス
 - イ. 介護保険事務
 - ウ. 利用者に係る事業者の管理運営業務のうち、
 - ・利用開始又は休止、終了等の管理
 - ・会計、経理
 - ・事故等の報告
 - ・サービスの向上
 - ・サービスや業務の維持、改善のための基礎資料
 - ・学生の実習への協力
 - ・症例研究

②他の事業者等への情報提供に係る利用

- ア. 事業者が利用者等に提供するサービスのうち、
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携(サービス担当者会議等)、照会への回答
 - ・他の病院、診療所、薬局、訪問看護ステーション、介護サービス事業者等との連携、共同してサービスを提供する場合
 - ・サービスの提供に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・家族等への心身の状況説明
 - ・外部監査機関への情報提供
- イ. 介護保険事務のうち、
 - ・審査支払機関への請求書等の提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ウ. 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

(2) 条件

- ①個人データの提供は必要最小限とし、提供に当たっては関係者以外の者に漏れることのないよう細心の注意を払うこと。
- ②利用者は、利用目的の中で同意しがたいものがある場合には、その事項について、あらかじめ利用者の明確な同意を得るよう事業者に求めることができること。
- ③利用者が、②の意思表示を行わない場合は、利用目的について利用者の同意を得られたものとすること。
- ④同意及び留保は、その後、利用者からの申出により、いつでも変更することが可能であること。

(3) 開示

- ①事業者は、利用者から、所定の様式による申出により、当該利用者が識別される保有個人データの開示を求められたときは、利用者に対し、遅滞なく、当該保有個人データを開示すること。
- ②当該保有個人データの開示を求め得る者は、原則として利用者本人とするが、次に掲げる場合には、利用者本人以外の者が利用者に代わって開示を求めることができるものとすること。
 - ・利用者の法定代理人又は開示等の求めをすることにつき、利用者が委任した代理人。
 - ・利用者の判断能力に疑義がある場合、現実に利用者の世話をしている家族。
- ③利用者が死亡した場合、当該保有個人データの開示を求め得る者の範囲は、利用者の配偶者、子、父母及びこれに準ずる者(これらの者に法定代理人がいる場合の法定代理人を含む)とすること。なお、個人情報の提供に当たっては、利用者本人の生前の意思、名誉等を十分に尊重すること。

④事業者は、利用者又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがあるなどの場合には、当該保有個人データの全部又は一部を開示しないことができる。

⑤利用者は、開示に際しては、手数料を支払うこと。

(4) 開示に関する問い合わせや申請等については、居宅介護支援事業所日高ケアセンターが窓口となって受け付けます。

(5) この他厚生労働省による「医療・介護関係事業所における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」及び「診療情報の提供等に関する指針」に基づいて、個人情報を適切に取扱います。

附 則

既存重要事項説明書・利用同意書
統合

令和5年6月1日より施行

令和6年4月1日一部変更

同意を証するため、本書2通を作成し利用者は自筆にて記名、事業者は記名・押印のうえ、各1通を保有するものとします。

令和 年 月 日

利用者 住 所 _____

T E L _____

氏 名 _____

代 筆 (続柄 :) _____

利用者の家族 住 所 _____
(緊急連絡先①)

T E L _____

氏 名 _____

利用者との続柄 _____

(緊急連絡先②)

住 所 _____

T E L _____

氏 名 _____

利用者との続柄 _____

[事業者] 所在地 高岡郡日高村下分 3561-1

電 話 0889-24-5772

名 称 居宅介護支援事業所日高ケアセンター

代表者 社会医療法人 仁生会

理事長 細木 秀美 (印)

説明者 (印) _____